

計量行政審議会基本部会（平成28年度第2回）

議事録

日時：平成28年7月6日（水曜日） 13時15分～15時45分

場所：経済産業省別館1階101-2・103・105共用会議室

議題：

1. 今後の審議の進め方について
2. 答申（案）の審議
3. その他

[配布資料]

資料1-1 今後の審議の進め方

資料1-2 基本部会（平成28年度第1回）でなされた意見

資料2 「今後の計量行政の在り方—次なる10年に向けて—」（案）  
（計量行政審議会 答申（案））

[配布資料（参考資料）]

参考資料1 委員名簿

参考資料2 計量制度の概要（参考）（基本部会（平成28年度第1回）資料）

出席者

[部会長]

高増 潔 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授

[委員]

一村 信吾 国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授

大谷 進 日本電気計器検定所理事長

大友 富子 全国地域婦人団体連絡協議会理事

葛西 光子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事

片桐 拓朗 一般財団法人日本品質保証機構理事

木戸 啓人 電気事業連合会工務部長

黒田 道子 東京工科大学名誉教授

小林 雄志 一般社団法人日本計量振興協会推進部部長

小谷野 泰宏 国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター  
工学計測標準研究部門統括研究主幹（高辻 利之 委員代理）

瀧田 誠治 一般社団法人日本電気計測器工業会技術・標準部部長

田中 正廣 一般社団法人日本環境測定分析協会会長

田中 康之 一般社団法人日本計量機器工業連合会理事

戸谷 嘉孝 東京都計量検定所所長

山崎 京子 独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター次長

(敬称略)

○吉岡計量行政室長　それでは、定刻より少々早いですが、皆さまお集まりのようですので、ただいまから平成28年度第2回計量行政審議会基本部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます経済産業省産業技術環境局計量行政室長の吉岡でございます。このたび6月17日付で計量行政室長に着任いたしました。計量制度の見直しにつきましては、先日来より熱心なご議論をいただいておりますことを承知しております。今までの流れを引き継ぎ、ご審議いただきました答申を受けまして、年度内に必要な制度の見直しをやり遂げたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、本部会の開催に当たりまして、大臣官房審議官（産業技術環境局担当）、保坂伸よりご挨拶を申し上げます。

○保坂大臣官房審議官　先月6月17日付で、星野の後任でまいりました保坂と申します。

前職は経済産業政策局のほうで審議官をやっているところで、ちょうどAIやIoTの関係で産業構造審議会を回してレポートを出したところで、これからAIやIoTを中心に技術イノベーションは非常に大事だということで、こちらの局に直接行って実行してこいということをいわれて送られてきた次第でございます。

きょうは大変お忙しい中、委員の皆様方にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

前任からも、こちら側も管理職サイドが随分かわりまして、引き継ぎ等万全を期してやっているところがございますけれども、下を支えている者たちは皆さん残って専門家として頑張っているところです。前任の星野からも、とにかく計量は久しぶりのきちんとした制度改正でもあるので、非常に大事だということを引き継いでいまして、私もこの2週間勉強してきた中では非常に大事だというふうに考えていますので、前回1回目のところでは論点が幾つか出ておられるようなので、引き続きご議論いただいて、きちんとした制度改正、これから日本の技術の競争力なり科学の発展のために資するような計量制度にしていきたいと思っておりますので、ご協力方お願いをいたします。よろしく申し上げます。

○吉岡計量行政室長　本日は、部会の開催に必要な定数を満たしております。基本部会は、計量法施行規則第110条第1項及び第6項の規定に基づき成立していることを報告いたします。委員及び関係者の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席賜りましてありがとうございます。

なお、本部会につきましては公開で行います。写真撮影につきましては議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日の基本部会は、メインテーブルの皆様におかれましてはお手元に配付してございます iPad にて資料のほうをご用意しておりますので、iPad にて本日の資料をごらんいただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料1に基づきまして、委員の紹介のほうを進めさせていただきます。

今回より、電気事業連合会工務部長、早田委員にかわりまして、木戸電気事業連合会工務部長が委員として就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○木戸委員 よろしくお願ひします。

○吉岡計量行政室長 なお、本日は、金澤慶應義塾大学薬学部教授、河村主婦連合会事務局長が所用によりご欠席となっております。

また、高辻産業技術総合研究所計量標準総合センター工学計測標準研究部門長は所用によりご欠席となっておりますが、高辻委員の代理といたしまして小谷野産業技術総合研究所統括研究主幹にお越しいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○小谷野氏 よろしくお願ひします。

○吉岡計量行政室長 また、東京都計量検定所の戸谷委員がおくれる旨の連絡が来ております。

それでは、これから議事に入りますので、恐れ入りますが写真撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はご遠慮よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行は高増部会長にお願いいたします。高増部会長、よろしくお願いいたします。

○高増部会長 では、議事を進めたいと思いますけれども、前回第1回でかなり幅広く議論をしていただいて、非常にいい議論ができたと思います。今回はそれをもとにして答申の案を事務局のほうでつくっていただいたので、それらの審議をしたいと思っております。時間も限られているので、効率的に大切なところの方向性を決めていきたいと思っております。

それから、本議会の議事の運営ですけれども、議事、配付資料、議事録は原則公開としておりますので、よろしくお願いいたします。

では、配付資料の確認から始めたいと思います。では、事務局のほうから説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局から配付資料の説明を差し上げます。

本日の配付資料につきましては、前回同様お手元の iPad にて各自ご参照をお願いい

たします。資料の切りかえにつきましては、左上のボタンで「完了」というボタンを押していただければ別のそれぞれの資料をご参照いただくことができます。

資料につきましては、まず資料1-1「今後の審議の進め方」、資料1-2「基本部会（平成28年度第1回）でなされた意見」、資料2『「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一」』（案）（計量行政審議会答申（案））」となります。参考資料につきましては、参考資料1「委員名簿」、参考資料2で、前回の資料にもございました「計量制度の概要」となります。

配付資料につきましては以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございます。

それでは、まず、資料1-1の「今後の審議の進め方」について、まず事務局から説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐　それでは、事務局から、資料1-1の説明を申し上げます。  
i P a dで資料1-1のご参照をお願いいたします。

「今後の審議の進め方」でございまして、今後のスケジュールをお示ししております。

1. につきましては、審議の主なスケジュールを案として記載をしております。こちらは、第1回からスケジュールについてはお示ししておりますとおりでございまして、基本部会につきましては前回の6月10日から次回の7月29日までに計3回開催し、答申（案）を作成することといたします。その後、計量行政審議会におきましては8月8日に開催いたしまして、答申（案）につきまして審議をいたしまして、議決をいたします。その後、1ヵ月間パブリックコメントを経た後に答申といたします。

計量行政室では、計量行政審議会の答申に基づき、平成29年4月の公布をめぐり、所要の政省令等の措置の検討を行うこととしております。

具体的なスケジュールにつきましては、1. の表のとおりでございます。

2. でございますが、答申（案）の審議の進め方でございます。

本日、答申（案）につきまして審議を開始いたします。ただ、本日のみで審議が終了するわけではございません。第2回基本部会開催後、答申（案）へ、本日各委員よりいただきましたご意見と事務局による追記を盛り込みまして、答申（案）を7月29日の第3回の前までに各委員の皆様へ電子メールにて意見照会を行います。意見照会を行いまして、その電子メールでいただいたご意見も盛り込みまして、7月29日の第3回基本部会にて基本部会でのとりまとめとしての審議を行うことといたします。ご了承いただいた場合は、答

申（案）を8月8日の計量行政審議会にて審議いたします。

なお、次回の7月29日に関しましては、ご意見をその場でいただいて追記が必要な場合等は、その場でご了承いただくか、もしくは部会長に扱いを一任していただくことといたします。

資料1-1につきましては以上でございます。

○高増部会長　ただいま事務局から今後の審議の進め方について説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見などはございますでしょうか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。

今説明があったように、できればきょう、議論すべき方針については方向性はちゃんと出したいと思います。次回、第3回では、答申（案）そのものについて細かいところまで問題点があれば修正をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、資料1-2、前回の基本部会でなされた意見について、事務局から説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐　それでは、事務局より資料1-2についてご説明を申し上げます。資料1-2をご参照お願いいたします。

こちらにつきましては、前回6月10日の基本部会（平成28年度第1回）でなされた意見についてとりまとめたものでございます。こちらは、6月10日にいただきましたご意見がほぼ集約されて入っております。

こちら、分量が多うございますので、全てを読み上げることは本日は割愛をさせていただきますが、全体の、前回の振りかえっての流れといたしましては、前回、事務局から見直しの方向性について提示をさせていただきました。全体的な方向性としてはおおむねご了承、ご賛同いただけたというふうに認識をしております。特に民間事業者の参入の議論や技術の進歩に伴う見直しの話がございました。

ただし、幾つかの点につきましてはご指摘をいただいたという認識をしております。

一つ大きくございますのは、制度の信頼性の確保という観点がございます。やはり民間事業者の参入に関して幅広く認めていくという方向はあるのですけれども、例えば何でも認めて信頼性や社会の安全・安心という観点が抜け落ちてはいけないというご意見もございました。また、それぞれの論点で、やはり信頼性を確保すべきではないかというご意見

を種々いただいたところでございます。こちらにつきましては、なるべくそういったことを本日のご審議いただきます答申（案）にも盛り込みまして構成をしております。

あと、もう一点、加えていたしますと、若干、見直しをしていく中で、例えば手数料やコストといった、やはり見直しをする中で別の影響があるのではないかというご意見をいただいております。そういったものにつきましても、それぞれ答申（案）には反映をさせているという状況でございます。

前回のご意見を全てはご紹介いたしませんでしたが、これで資料1—2の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

これから答申（案）を議論するときも少しこの資料1—2を見返していただいて、前回の議論を思い出していただきながら方向性についてご意見をいただければと思います。

では、議題2「答申（案）の審議」のほうに移りたいと思います。

本日はこれをやりたいわけですが、資料2が前回の議論を踏まえて事務局で準備していただいた答申（案）でございます。本日、前回の議論を踏まえて、この案について方向性——前回それほど大きな方向性について議論はなかったのですが、やはり細かい点がありましたので、それについて方向性をかためるような審議をしたいと思います。

審議の仕方ですけれども、前回と同様に3つの視点がございますので、それに従って答申（案）のほうも第1章、第2章、第3章というふうに分けて書かれておりますので、それぞれの章について事務局から説明をいただいて、その後議論をするというような形式で進めたいと思います。

では、まず、資料2の答申（案）の構成とか、あと、「はじめに」から第1章の部分について説明を事務局からお願いします。

○田中計量行政室室長補佐　　では、事務局より資料2のご説明を差し上げます。資料2のご参照をお願いいたします。

こちらが答申（案）でございます。本日はほぼこのご審議をいただくということになります。

まず、この答申（案）でございますが、今回の計量制度の見直しに関しましては、経済産業大臣より今後の計量法の施行のあり方について諮問があったことを受けて作成をされるものでございます。この答申を、最終的には計量行政審議会としての答申という形で提

示をいただきまして、今後の計量制度の見直しを進めるということでございますので、計量制度の見直しの中で大変重要な位置づけを担っているものでございます。

本日はこちらのご審議をいただくわけでございますが、まず初めに答申（案）の構成について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初のページなのですけれども、「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一」というタイトルをつけております。「次なる10年に向けて」というのは、後ほどご説明を差し上げますが、10年ぶりに計量行政審議会の総会を開催したこともございまして、やはり10年というのを一つの目安と考えておりまして、次なる10年を一つの新たなる計量制度の出発点としたいという思いで、この答申（案）というのを、事務局案でございますがご提示をしております。

1枚おめくりをいただきまして、目次でございます。

目次で答申（案）の構成を記載しておりますが、まず、「はじめに」という序文がございまして、章立てといたしましては第1章、第2章、第3章とございます。こちらは、前回までご議論をいただきました3つの視点に従って章立てをしております。前回の基本部会で21の論点というご説明を差し上げました。今回この答申（案）には、この21の論点の要素は一通り全て順番に入っているものになっております。ですので、この論点の順番に章の中の項目も記載をされているという状況になっております。

第1章、第2章、第3章とございまして、次に「計量制度見直しの21の論点」ということで、後半でご説明差し上げますけれども、論点ごとの方向性をまとめたものを、いま一度表にしてお示しをしております。

その後、最後に「おわりに」ということで記載をしております、こちらが答申（案）の構成となっております。

次のページをおめくりいただきまして、「はじめに」でございます。こちらが、「はじめに一次なる10年に向けて一」ということで序文になっております。

ここは、重要なポイントといたしましては、1段落目は、従来より、前回もご説明をさせていただきました計量制度の例えば沿革、「昭和26年の計量法制定以降、平成5年の改正計量法の施行を経て」ということと、見直しの目的を記載しております。

2段落目になるのですけれども、「計量行政審議会では、平成28年5月11日に」という諮問の次、「以下の3つの視点から、制度全体の現状と今後の展望を見据えつつ、21の論点について議論を行い、短期（2～3年程度以内）、中長期（5～10年程度）」、こちらに

2つに分けて方向性をお示ししております。今後の答申（案）の中にも、この短期の観点のものと中長期の観点のものと出てまいります。こちらで取り組むべき方向性を示しております。

いま一度この3つの視点をおさらいいたしますと、1つ目は「民間事業者の参入の促進」ということをごさいます、民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行うものでございます。

2つ目が「技術革新、社会的環境変化への対応」ということをごさいます、計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境に対応するものです。

3つ目が「規制範囲・規定事項の再整理・明確化」ということをごさいます。

次におめぐりいただきますと、2ページ目では、もう第1章が始まってございます。

こちら、本日は答申（案）の全ての一言一句を読み上げることは時間の都合上難しいものでございますから、まず、この中の重要なポイントと、前回の第1回、6月10日でご審議いただいた事項と若干変更があった部分について中心にご説明を差し上げたいと思います。

まずは、第1章の中の項目でございますが、第1章では大きく3つに分けております。

1つ目が「計量器による適正な計量の実施の確保」ということで、主に計量器に関する制度の項目を挙げております。こちらは、具体的に1つ、前回論点になりました型式承認制度の記載で、1つ、この答申の見方を説明させていただきます。

まず初めに、3ページになりますが、「型式承認制度（試験成績書）の受け入れ」ということで、まず、制度全体の現状と今後の展望について記載をしております。こちらにつきましては、見直しの論点というよりはもう少し広い視点で、この制度について現状どうであるか、今後どうあるべきかという総論のようなものをまとめたものになっております。

次におめぐりいただきますと、4ページでございますが、②というのが出てきて、  
「具体的な見直しの方向性」というもので枠囲みになってございます。こちらは、各項目にこの「具体的な見直しの方向性」というのが出てくるのですが、こちらで「短期的取組み」と「中長期取組み」を記載しているものでございます。こちらが特に今後こういうふうに見直しを行っていくべきではないかというようなところになりますので、大変重要な記述ということになります。

次に、③の「見直しにあたり整備する要件」。これは、項目にあって、この③があるものとないものとございますが、あるものについては、この見直しを実現するに当たって具体的にどういったものを整備すべきであるか、整備しなければならないかということ

記載しております。特に重要なのが、例えば制度の信頼性の確保が重要ではないかという  
ようなご指摘については、こちらの③で記載をしているというようなものでございます。  
こういった記載のものが、21個の論点、順番に出てくるという状況でございます。答申  
(案)につきましては、こういった構成で記載をしているものでございます。

次に、具体的な記載の内容、中身のご説明をさせていただきます。

まず、1つ目が、型式承認制度につきましては、前回、試験成績書の受け入れを行うべ  
きではないかと。現在産総研で実施している型式承認試験について、例えば民間の試験所  
が実施した試験成績書を受け入れるべきではないかという論点がございました。

ここで、4ページの②の枠囲み、「具体的な見直しの方向性」を記載しておりますが、  
ここは基本的に前回の記載と同じような記載をしております。「短期的取組み」としては、  
「型式承認における試験成績書の受入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施する」  
などですね。特に「非自動はかり」の受け入れ体制を整備するというものでございます。

「中長期的取組み」としては、他の計量器は、ほかの動向を踏まえて実施を検討する  
ということでございます。あと、次ですけれども、「産総研が中心となり、N I T E、計量  
器メーカー等とも連携し、M A A制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組み  
を積極的に行う」とございますが、この答申(案)では、国が実施するものだけではなく、  
例えば産総研ですとか、ほかの関係機関ですとか、そういったものがやるべきではないか  
というものも随所随所に盛り込んでおりますので、こちらについてもごらんをいただけれ  
ば幸いです。

③の「見直しにあたり整備する要件」といたしましては、「制度の信頼性の確保」とい  
うことでは、大前提といたしましては、「民間事業者による試験成績書の受入れを実施し  
ても、信頼性は確保されるよう所要の整備を行う」ということでございます。具体的には  
どういう措置があるかということございまして、いろいろ、I S O 17025ですとか、も  
ろもろの基準がございますということでございます。

こちらが型式承認の記述でございます。

前回は、次の論点でございますけれども、検定制度についても指定検定機関の指定要件  
の見直しが必要ではないかという論点がございました。こちらにつきましては5ページ、  
6ページになりますが、こちらにつきましては前回ご議論いただいた内容とほぼ同じよう  
な内容で記載をしております。6ページの②には「具体的な見直しの方向性」が記載され  
ておりますので、こちらもごらんいただければ幸いです。

7ページには、指定製造事業者制度、I S O 9001の活用の議論がございました。こちらにつきましても、前回6月10日と同様の記載をしております。こちらが8ページまでになります。

次に、9ページからでございますが、9ページからが大きなIIということで、「自主的な計量管理」ということございまして、計量士の活用の記載をしております。

こちらにつきましては、まず9ページで、計量士がどういう状況であるかということ記載しております。

こちらの論点につきましては、具体的には計量士の資格を取得するに当たって、実務経験年数を例えば短くしてはどうかという論点がございました。こちらにつきましては前回ご意見をいただいた点もございしますが、10ページに方向性を記載しております。

具体的には②の「具体的な見直しの方向性」というところで記載をしておりますが、一般計量士の「資格認定コース」、産総研の研修が行われるものですが、そちらは、今は5年という実務経験期間が必要だったのですけれども、それを短縮すべきではないかという論点が前回ございました。ただ、前回ご議論いただいた中で、この短縮期間に応じた教習をやはり実施すべきではないか、要するに、短縮する分だけの見合う教習をすべきではないかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、ここで具体的に盛り込んで、「教習を実施し、義務付けることを検討する」と記載をさせていただいております。

また、ここでは、各種計量士の登録後も、知識の習得ですとか技能教習等を実施することが必要であるということ記載しております。

また、例えば計量器団体ですとか計量士団体に講師の参画や教材の提供などを行っていただいて、計量教習にご助力いただくことを認めるべきではないかということ記載しております。

また、計量士の関係団体は、自主的なフォローアップや研修を通じて計量士の技量の維持・向上に努めるべきではないかと記載をしております。

あと、11ページからは、これも前回議論になりました適正計量管理事業所制度でございまして、I S O 10012の議論でございます。

こちらにつきましては、前回この場でご議論いただきました、この指定の要件は現在省令で決められているのですけれども、その要件の一つとしてI S O 10012の要件を選択的に認めるかどうかというところでございます。こちらにつきましては、前回の後に事務局でも再度精査・検討いたしまして、若干方向性の記載ぶりを変更したところでございます。

こちらにつきましては変更したところがございますので、ちょっと詳しく読み上げさせていただきます。

12ページの②の「具体的な見直しの方向性」というところがございます。こちらの「中長期取組み」になるのですが、**「適正計量管理事業所の現行の指定基準を残した上で、ISO10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるよう認めるかどうかについては、今後の発展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により国が判断することとする」と**させていただきます。こちらにつきましては、事務局で検討をいたしまして、このような書きぶりで、今、案としておもちをしております。

あと、第1章の最後でございますが、14ページ、15ページにつきましては、「計量器の精度を確保する基準器検査」ということございまして、基準器検査と、あとJCS制度に関する記述となっております。こちらにつきましては第1回の6月10日の資料とほぼ同様の記載としておりますので、ご参照いただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

ちょっと私から少し、全体的なことを確認したいのですが、まず、タイトルですが、これは今後10年審議会を開かないという意味ではないですよ（笑声）。中長期的なことも踏まえて答申をするという。これは冗談ですが、

次に、目次なのですが、1章が最初の視点で、1章のⅠの（i）（ii）（iii）が前回の論点の1、2、3。その後、「自主的な計量管理」のところ論点の4、5。Ⅲの「計量器の精度を確保する基準器検査」というのが論点の6に当たるということよろしいかと。

ということで、前回の議論の資料1—2をみながら、この論点の1から6までが対応していることですね。

そうすると、先ほどご説明もありましたように、最初のⅠ、Ⅱ、Ⅲでは、制度の信頼性の確保というのがかなり大きな問題だったような気がするのですが、その辺も踏まえて、最初の第1章のⅠのところでご意見、ご質問等がございましたら、まずその辺から議論をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田中（康）委員　　確認ですが、これは型式承認制度の試験制度の受け入れということで、全ての試験データではなくても、一部であっても認めていただけるという認識でよろ

しいでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　こちらは、もちろん制度上、将来的には全部も一部もというようにことが理想ではございますが、実際には、例えば受け入れ側の産総研側の体制にも実はよるかと思えます。そのあたり、もし産総研からご意見があれば、いかがでしょうか。

○小谷野氏　型式承認制度でありますので、基本的に型式承認の中で行われる試験というのはさまざまな試験がございますので、全ての試験ということになりますとかなりの量がございます。ですから、我々のところでも1ヵ月から3ヵ月程度の期間をかけて行っているわけですので、その中で全ての試験ということもあり得ると思えますし、もしくは、その中の項目ごと、一部の試験ということも考えられるかと思えます。

○高増部会長　ありがとうございます。前回、田中（康）委員からの意見でも、繰り返し試験とか、温度サイクルなんかの試験というようなこととか、EMSとか、電磁場とか、そういうところを個別に認めてもらうようなことも考えられるかということ。

ほかにご意見はございますか。

○片桐委員　5ページ目の検定制度のところなのですけれども、3点ほど確認です。

まず、もともと特定計量器については、計量器の正確さを消費者自からは確認できないので、こういった検定制度で正確さ担保の役割を果たすということだったと思えますけれども、そのときに、やはり公平性・公正性が非常に重要ではないかということで、今回民間参入というところで、その公平性・公正性・独立性を維持するために、例えば過去の検討会で出されたISO17020の特にタイプAに限定するとか、そういった製造事業者が直接検定機関になるなど、その辺のところはかなり疑問があるのではないかと思います。

それから、前回の基本部会の資料の中では、その公平性の確保のために、製造事業者の試験機関の場合は別法人という条件だけではなく、資本関係・人的関係の制限が必要ではないかという記載があったのですけれども、これが今回はちょっとなくなっているので、やはりこういう条件が必要なのではないかと考えます。

それから、2点目が、例えば修理事業者等が検定を実施した場合に、本当にそれが消費者の利益になるかどうかというところで、現状のはかりの修理検定の、検定をやっている実績をみても1%ぐらいの不合格が出ているはかりであるようなので、その修理事業者がみずから修理してみずから検定をやったときに、きちんとそういう不合格が検出できるかどうか、その辺をぜひ一回ご確認いただきたい。

それから、3点目が、器差のみ検定の指定検定機関、これについても前回資料で「地方自治体の業務の補完を目的として」という記述とか、あるいは第1回審議会の行政室長さんの発言の中でも、都道府県が器差検定をやっているものについて、こういう適正計量を確保したいというご発言がありましたので、そういったところの表現をできれば入れていただきたいと考えます。

○田中計量行政室室長補佐　ありがとうございます。ご指摘いただいた点を答申（案）に追記を検討いたします。

例えば前回ありました資本・人的関係の制限の記述や、あと、先ほどご指摘いただきました都道府県のリソースの補完という話も、ご指摘いただいたとおり記載を考えます。

以上でございます。

○高増部会長　よろしいでしょうか。先ほどからもいっているように、やはりここでは信頼性の確保というのが一番重要だと思いますので、そこはしっかり書きかえていただきたいと思います。

多分この辺のもう一つは、今いっていた地方自治体の関係なのですけれども、何か。制度の信頼性の確保という意味で、何かご意見があればいただきたいのですが。答申（案）に関して。

○戸谷委員　やはりそれは中立性・公正性とセットで、サーベイランスの仕組みを構築して盛り込んでいただければ、おのずとそういうものもチェックができるのではないかと考えます。確かに修理事業者さんがみずからというのは公平性や中立性の点でどうなんだというのはあると思うのですけれども、そこはそこで、どこかの記述で部門を分けるとかありましたけれども、いろいろな工夫をしていただいた上でサーベイランスの仕組みを盛り込んでいただければと思います。

○高増部会長　ありがとうございました。1章で一つ大きなのがその点だと思います。

それから、あと1章に関しては、計量士の問題、適正管理事業者の話と、それから最後に基準器検査の話等もございましたけれども、その辺も含めてほかにご意見は。

○一村委員　最初の型式承認を例にとりますけれども、全体につながる話かと思います。「短期的取組み」「中長期的取組み」というふうに明確に分けていただいているのは非常によくわかりやすいです。けれども、例えばその型式承認をとりますと、「短期的取組み」では非自動はかりが全面的に入ってくるということはわかるのですが、一方、「中長期的取組み」になると、こういう書き方では、どの条件がクリアされると次のステップに

行くのかがわかりにくいわけですね。極端な言い方をすると、中長期は5年から10年という期間が設定されていて、10年間このまま塩漬けになるのか。それともこの条件がクリアされると次のステップに行くのか、そのあたりがもう少しわかるように記述いただくと全体に設定というのがクリアになるのではないかと思います。

以上です。

○高増部会長　　今のご指摘は4ページのところの「具体的な見直しの方向性」。

○田中計量行政室室長補佐　　ありがとうございます。ご指摘いただいたとおりに思います。

ここで非自動はかりと特出しして記載してありまして、それとほかの計量器で何が違うかという話なのですけれども、一つは、まず、国内の状況におきまして、国内でこの試験成績書の受け入れをご希望されるいわゆる事業者が、非自動はかりは、今のところ、現状、我々も認識をしており、多いであろうということをごさいます、いわゆるほかの計量器の製造メーカーもご希望をされるかどうかというところをごさいます。もちろんそのご希望が多ければ、我々としてもしっかり検討をして体制を整えなければならないというのが1点ごさいます。

あとは、もちろんこれは産総研側の受け入れ体制といいますか、技術的な面もごさいますし、あと、計量器のそれぞれによって構造や特性も違いますので、そういったものから判断をするという技術的なところも加味をされるというように認識をしております。もちろん、それがクリアされれば、ほかの計量器でもこれはどんどんこの仕組みを活用するということになります。

以上でごさいます。

○高増部会長　　今ご説明があったのですが、今ご指摘があったように、やはり何かそういうところを少し書いていただいたほうがわかりやすいと思いました。

ということで、多分この辺については非自動はかりを一つの最初のターゲットとしてやってみて——やってみてというのも変なのですけれども、これで制度の信頼性を確保できるというようなことが多分明確になれば、ほかもどんどんやっていけるのではないかと思います。だから、結構ここは要で、非自動はかりで、それでも誰もやらないとかになってしまうとどうしようもないのですけれども、こういうことが実際にできて、それが効率的であり、制度の信頼性が確保できているということが実証されるということが多分必要だと思いますけれども。

非自動はかりのことについて、何かご意見はございますか。

○田中（康）委員　I S O 17025の認定基準は、かなり難しい条件にはなっていく、と感じています。ただ、それをやっても我々の試験結果を認めていただけるということはスピードアップにつながるので、ぜひやらせていただきたいと考えております。

もう一つは、それ以外に、前回もちょっと申し上げさせていただいたのですが、電磁場であったり、かなり大がかりな試験装置の場合、国や県、または市町村が所有する設備も利用できると便利ですが、そういった公の機関がI S O 17025を取得していただけるのかどうか。あるいは、I S O 17025を取得しなくてもほかの方法で産総研として受け入れていただくことが可能なのかという点に関して、どのようにお考えでしょうか。

○高増部会長　　どうですか。

○小谷野氏　　今、この答申の中では17025というのは出ておりますけれども、では、それ以外にどういった方法があるかというのは、ちょっとまだ我々としてもこれがということはいえる状況にはないので、ちょっと何ともいえないのですが、今、現時点では17025を推奨させていただいているという状況かと思えます。

○田中（康）委員　　ありがとうございます。

○大谷委員　　コメントに近いのですが、非自動はかりということに限らずということでコメントさせていただきます。

大事だと思っているのは、やはり4ページのところの③の信頼性の確保というところになるかと思っております。その中で、「○」の2つ目で「加えて、さらなる信頼性」云々というところで、ガイドラインの整備というところで、例えば括弧で例として「I L A C / M R A 署名認定機関による試験所」あるいは今までの承認機関で得られたデータを参照するということになっているかと思えます。この中で、要は性能あるいは構造検査、それを満たす、満たさないという結果論のみならず、場合によっては途中途中のデータにつきましても、信憑性を高めるために追加で提出いただくといったことをお願いすることになるかと思っております。それは特定計量器ごとに変わると思われるため、このガイドラインというのが一つではなくて、大きなガイドラインが一つあって、それプラス特定計量器ごとのガイドラインを整備されていくということを考えられるのがいいのではないかなというふうに思っております。

○高増部会長　　ありがとうございました。

では、1章全体を含めて、ほかに何かご指摘の点とかはございますでしょうか。

○片桐委員 指定製造事業者のところ、ちょっとコメントだけしたいのですけれども、ISO9001番の認証結果を活用というのは非常にいいことだと思うのですけれども、実は、計量法の指定製造事業者の指定は工場ごとになっていると思うのですけれども、9001番は複数の工場一括でとられている例が結構多くて、そのまま認証結果を受け入れたときに管理する範囲が違って受け入れが難しいということが多分出てくると思いますので、そういうところをうまくクリアできるような仕組みにしないと、実際につくっても動かないのではないかと思います。

○高増部会長 どうもご指摘ありがとうございました。  
では、ほかに。

○山崎委員 N I T Eでございます。

基準器検査に J C S S の証明書を使える、活用できる部分は活用するという方針のところですが、15ページの「③見直しにあたり整備する要件」の2つ目の「○」のところ、J C S S は海外事業者には適用できないので、指定外国製造事業者に対しては17025校正事業者の校正証明書を活用するに際し、I L A C や M R A 署名認定機関により認定された校正機関とするなど、ガイドラインを作成するという事でまとめられておられるのですけれども、その外国の認定機関により認定された校正証明書となると、その国の国家計量標準にトレーサブルな証明書も含まれるということになるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○田中計量行政室室長補佐 済みません、ご指摘いただいたものが含まれるとしたら、何か不都合と申しますか、問題はあるのでしょうか。

○山崎委員 いえ、特に不都合とか問題とかいうわけではなくて、計量法の中の制度としてそういうものも認めていくということによろしいのでしょうかという単純な質問でございます。

○高増部会長 J C S S とトレーサビリティというのはちょっと違いますよね。それで、例えば国内でも計量検定所に何か頼んで校正してもらおうと何かトレーサブルだけど、別にでも J C S S でなければというようなこともあると思うのですけれども。

○山崎委員 おっしゃるとおりです。ですので、J C S S はご承知のとおり産総研に最終的にトレーサビリティを証明されている制度ですので、そことは違う外国の標準に今度はトレーサブルなもの、外国製造事業者の場合はそういうものになってしまうということですかという単純な質問でございます。

○田中計量行政室室長補佐　　済みません、ここの「○」の項目は、J C S Sが海外事業者に適用できないので、海外の事業者をどうするかということに当たって、こういうことが考えられるのではないかというふうに記載をさせていただいたので、ここはもう一度事務局で検討させていただいて、より適切な書きぶりにしたいと思います。

○山崎委員　　ありがとうございました。

○田中（康）委員　　14ページに関して、J C S Sの検査結果を基準器検査において活用できるようにするという事が基本的な内容だと思いますが、この「具体的な見直しの方向性」の中の「分銅、社会的環境」というようなところで、「速やかにJ I Sの整備に着手し、所要の見直しを実施する」とあります。分銅とかというのは、もう既にJ I S化されているため、ここを少しご説明いただきたいなという点と、あと、15ページの技術基準の整備に関して、これもJ C S Sの検査結果を基準器検査に使うという観点からどのようにつながっていくのか読み取れなかったもので、この点もご説明いただけますか。

○高増部会長　　事務局のほう、どうでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　　こちらにつきましては、もともと、今の技術基準というのが省令に定められているという現状がございますので、ここでJ I Sと書かれている、特に技術の整備ですが、15ページに書かれているのは、いわゆるこの省令をJ I Sにするというところを指しております。この特定計量器の技術基準というのは既にJ I Sになっているのですけれども、基準器検査の話、基準器検査の技術基準はまだ省令に記載されているものが大半であるということですから、ここで、ここの基準器検査の今の技術基準を特定計量器に定められているJ I Sと一体的に整備すると。場合によっては、その技術基準の今の省令も、今、具体的に省令に書き込まれているのですけれども、そこに例えばJ I S何番を引用するというふうに、基準器検査の中の技術基準にJ I Sの番号を引用するという形をとりたいというのがその技術基準の整備ということで、15ページの内容になっております。

14ページにつきましては、こちらは若干話が変わるのですけれども、こちらにつきましては、その中で具体的にJ I Sを整備するに当たって、それぞれの計量器ごとにJ I Sを定めるというところがございますから、例えば分銅やそういったものから始めますと。順番の話でございます。

○田中（康）委員　　ありがとうございます。

○高増部会長　　ちょっと私からも質問。今の話だと、基準器そのもののJ I S化という

ことと別に、基準器検査のほうもJ I S化していくというようなことで、具体的にはどうやってどう進めていくとかいうのは。

○田中計量行政室室長補佐　　今、実情でいうと、基準器の技術基準が全て省令に細かく書いてあります。ですので、具体的に申し上げますと、その内容をJ I Sに移すといえますか、もうJ I Sにするということなんですね。もともとの省令は、そのJ I Sを引用するということになります。

○高増部会長　　わかりました。そうすると、でも、詳細についてのガイドラインみたいなものは別途つくるんですか。それとも……

○吉岡計量行政室長　　現在も特定計量器は全て検則で技術基準は決まっておりますが、それをJ I S化して、J I Sから引用し、省令ではJ I Sの何番によるものとするという形で記載しておりますが、それと同じように基準器もJ I S化して、省令ではなくJ I Sの規定を変えることによってそれを引用する形でやっていこうと考えております。

○高増部会長　　わかりました。よろしいでしょうか。

○田中（康）委員　　そうすると、実際の基準器検査というのは今までどおりで、ただ、J C S Sの試験データを運用できるようになるという面ではそのとおりということなわけですね。

○田中計量行政室室長補佐　　そうです。ですので、この15ページの技術基準の整備で書かれているようなところはJ I Sに移すという話であって、別に基準器検査の大きな特性が変わるわけではありません。

○田中（康）委員　　ありがとうございます。

○高増部会長　　では、ほかに。

○小谷野氏　　基準器に関しましてですけれども、それ以外に15ページ③の整備する要件のところで「ガイドライン」という文言がありまして、これは産総研が作成するというところにあるのですけれども、ほとんどの基準器に関しまして産総研がやっておりますが、それ以外に都道府県が行う基準器というものもございまして、うちが全く関与していない基準器もございまして。という意味で、産総研以外にここに都道府県の名前もちょっと入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　　ここは、具体的にいいますと、「制度の信頼性の確保」の1つ目の「○」のところでしょうか。

○小谷野氏　　はい。そうですね。1つ目。それからあと、ここが一番最後についても、

「産総研は、都道府県が実施する基準器検査及び海外指定製造事業者に適用するガイドライン等の整備を実施する」というふうにありますけれども、これは実施者が都道府県ということになっておりますので、産総研だけでつくるというよりは、都道府県さんも入れていただいたほうがよろしいかと思いますが。

○田中計量行政室室長補佐　わかりました。産総研と協力して、都道府県と協力してつくっていくということで。承知いたしました。

○戸谷委員　今の「ガイドライン」というものの位置づけなのですが、J I Sを引用する形にしていけば、そこにおのずと解釈の余地のない客観的な検査方法が定まるはずでありまして、この「ガイドライン」というのは何を想定していらっしゃるのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　済みません、そういった意味でいうと、ここの基準器検査の話で若干話が実は混ざっているようなところがありまして、きれいに精査して答申（案）を作成したいと思うのですが、ここの「ガイドライン」、特に「制度の信頼性の確保」の1つ目の「○」は、例えばJ C S Sを活用するためのガイドラインですが、今までは、一応制度上は都道府県が実施する基準器検査にもJ C S Sの結果の活用はできるのですけれども、ガイドラインがないために余り活用されなかったという話がありまして、ここで1つ目の「○」ではガイドラインを産総研が作成するという記載をしております。

○戸谷委員　そうしますと、J I Sで例えば分銅の材質が定められたと。それと違うものをガイドラインで認めるというような、そういう趣旨のものではないと理解してよろしいですか。

○田中計量行政室室長補佐　そうですね。そういう趣旨のものではないです。

○高増部会長　J I Sの場合も、どこまで細かく書くというのは立場が随分違って、最近では性能しか書かなくて、検査についても基本的な方法しか書いていなくて、不確かさは自分で見積もれみたいな書き方もあるので、やはり実際使うときの細かいガイドラインは、それはそれで必要だというような気がします。

では、ほかに何かご指摘の点は。

計量士のところについては特段ご意見が出ていませんけれども、よろしいでしょうか。

○小林委員　10ページの「○」で、「短期的取組み」の中で「計量士団体等」という用語が使われていまして、12ページについては②の括弧の中の「短期的取組み」で「計量士団体等」と、一番下の「○」に「計量団体」と、これの使い分けというのは何か理由はございますか。

○田中計量行政室室長補佐　　ご指摘ありがとうございます。確かに、もう少し明確にしたほうがいいとは思いますが、精査をします。

一応、「計量士団体」というと、計量士が所属していらっしゃる団体を指しています。「計量器団体」といいますと、例えば製造メーカーなどが入るところとなります。例えば、「計量団体」というと、もう少し広く意味合いをもちまして、計量士団体も入りますし、計量器団体も入ります。場合によっては、いわゆる適正計量管理事業所を取得しているようなところも広い意味合いでは入るかと思います。そういったことなので、ちょっと微妙に使い分けはしているのですけれども、若干確かにわかりにくいとご指摘いただければそのとおりだと思いますので、もう少しわかりやすくします。ありがとうございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

それから、あと、適正計量管理事業所制度のところ、12ページ目のところは少し前回から変わっておりますけれども、この辺については特にご意見はございますでしょうか。

○小林委員　　そうですね。かなり、こちらに書かれているように、制度自体もう少し整備をすることをお考えになっていらっしゃるかなとは受け取っておりますけれども、適管の推進というのは日本独自の計量の制度ですから、これは全般的に民間活用という考え方からすれば、やはり推進をお願いしたい。私どもの団体としても、いろいろな機会を捉えて事業者の拡充というか、そういうことは考えてはいるのですけれども、行政サイドからもちょっとご支援をお願いできればと思っております。

○高増部会長　　そういうつもりだということですか。

○田中計量行政室室長補佐　　そうですね。ありがとうございます。適正計量管理事業所制度なのですけれども、もちろん計量器の自主管理の推進・促進という意味では、もちろんこの制度は推進すべきものであります。一方で、適正計量の確保という観点から申し上げますと、行政側としては、いわゆる普通に定期検査を受けていただいてもよいですし、この適正計量管理事業所になっていただいてもよいですというところで、ある種、どちらでも適正な計量が確保できるほうでお願いしますという、ある意味中立的な面も一方ではございます。やはり行政としての役割ももちろん大事なのですけれども、最後はやはりここは自主的な取り組みの意味合いのある制度でございますので、やはりそこで実際に取得をしたいとされるような取り組みになりますと、やはりそこにいらっしゃる例えば計量士のご協力といえますか、ご助力は不可欠だと思いますので、もちろん行政としてもやるべきことはやるべきですが、やはり計量士団体のほうでもしっかりとこういった取り組みに

は強化をしてやっていただきたいとは思いますが。

以上でございます。

○高増部会長 では、1章に関して、ほかに何かお気づきの点とかはございますでしょうか。本当に細かい点でも結構でございますので、お願いいたします。

○戸谷委員 6ページの上から5行目の——済みません、遅れてきたので、もしかするとコメントされている可能性があるのですが、「営業で使用している最中の計量器」と書いてありますが、検定に関しては出荷前のものもありますので、全てが「営業で使用している最中の」というわけではないのではないかと。ちょっと細かなところですが、疑問に思いました。

○田中計量行政室室長補佐 ありがとうございます。そのとおりでございます。

○高増部会長 どうもありがとうございました。

いろいろ、一通り全ての項目についてご意見をいただけたと思います。基本的方向性については大きな反対とかはなかったと思うのですが、ちょっと細かい点についてはご意見とかご指摘がございましたので、それはまた事務局と相談しましてご意見を入れていきたいと思えます。最初にもいったように、やはり制度の信頼性の確保とか、公平性とか、安全とかいうところが要ですので、その辺のところをちゃんと書き込めるようにしたいと思えます。

では、続きまして、2章のほうについて。これも同じように、まず事務局からご説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局より答申（案）の第2章について説明をいたします。

ページ数で申し上げますと、16ページから22ページになります。

こちらにつきましては、「技術革新、社会的環境変化への対応」ということでございまして、大きく2つ論点がございました。

1つ目が「I o T等の技術革新への対応」というところでございまして、こちらは前回第1回の議論でも大変ご議論をいただいた点かと考えております。例えば電力量計のスマートメーター化という話がございましたが、やはり計量器においてもインターネットに接続して今後活用される場面が大きいという話がございました。16ページのほうでは、こちら前回ご提示したような内容を記載しております。

「②具体的な見直しの方向性」でございますが、こちらも全体としては前回と同様で

ございます。「従来の計量器ごとの垣根を越え、異業種との連携も図り、官民一体となって中長期的な視点に立ち、技術基準の検討を行い、必要に応じてOIMLへの提案を行う」ということとございます。

こちらで「短期的取組み」「中長期的取組み」、それぞれ記載をしております。「短期的取組み」といたしましては、やはり計量器ごとに状況が異なりますので、計量器団体を中心に共通の課題を抽出することとございます。「中長期的取組み」になりますと、もう少し枠組みを広げて、国・産総研・日電検・地方自治体・産業界・消費者団体等が参画する検討の場を設けまして、中長期的な戦略を策定して、技術基準を策定するということとございます。この活動は、計量行政審議会において定期的にフォローアップを行うこととしております。

こちらで、前回ご議論いただいた内容で非常に多かったのが、やはりこの検討をどの範囲までこの計量制度の中で議論をしていくべきかという趣旨の議論がございました。こちらを③の「見直しにあたり前提となる条件」の1つ目の「○」に記載をしております。

「スマートメーター、IoT技術、ビッグデータ等の技術革新を検討する場合、計量制度の枠組みを超えた、ネットワークセキュリティやビッグデータの取扱いにおける個人情報保護の論点に議論が及ぶことがある。当然のことながらこれらの検討状況や影響に配慮することは必要であるが、計量器の精度と計量結果の信頼性の確保に焦点を絞り、封印や計量表示部の取扱い等に絞った検討が必要である」ということとございまして、やはり計量制度の中で議論できるような検討に絞るべきであるというご意見を尊重いたしまして、やはり計量器の精度や計量結果の信頼性の確保、そういったところの検討をしましょうということに、この答申（案）では記載をしております。もちろんIoTの議論というのはこの計量制度だけではもちろんございませんが、そういったことも将来的には連携して議論をするなりというところを行っていくという状況とございます。こちらがIoTの議論でございます。

次に、18ページでございまして、「特定計量器への追加」ということとございます。こちらは重要な論点とございます。

前回ご提示いたしました自動はかりと、もう一つ、水素燃料計量システム、水素ディスプレイでございますけれども、この2つにつきましては事務局より方向性を提示いたしました。自動はかりにつきましては、前回ご提示いたしました内容と方向性としては大きくは同じでございます。

19ページに「具体的な見直しの方向性」を記載しております。

「短期的取組み」といたしましては、まず、中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。まずは、これらの事業者への届出の義務を課す。具体的には製造事業者ということになります。こういった事業者への届出の義務を課すということになります。

「中長期的取組み」といたしましては、製造事業者に対する型式承認ですとか検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施、これらを行うわけですが、もちろんその取引・証明に使用されるということがこの計量法的前提でございますので、そういった計量器、可能性が高い計量器を優先するなどして、段階的に、かつ中長期的に実施したいと考えております。また、加えて、もう既に使用されている自動はかりの検定・検査は、いわゆる構造検定、型式試験は省略をいたしまして、使用公差のみの義務づけを行うなど、規制による影響を考慮しますということでございます。また、国、産総研、計量器団体等が連携してOIML審議に積極的に参画いたしますということでございます。

次のページでございます。

20ページになりまして、「見直しにあたり整備する要件」で、幾つもの、ここは少し細かい内容も含めて事務局より提示をさせていただいております。

例えば、1つ目の括弧ですと、「検定の対象・範囲等」ということで、例えば先ほど申し上げました取引・証明に使用されていなければいけませんなど、そういったことを記載しております。

2つ目でございます。「検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備」ということでございまして、将来的には、やはりこういったものの検定ですとか検査は、どこが実施するのかという議論は必ず出てまいります。そこを2つ目の「○」に記載をしております。「検定・検査を行う実施主体は、自治体で実施しないことを原則とし、計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入するための体制等の整備を速やかに実施する」と記載しております。つまり、先ほど第1章でご議論いただきました指定検定機関の箇所でございますが、こちらがやはり実現してこそこの検定・検査を実施することができるということになりますので、ここをしっかりとっていくということでございます。

また、3つ目の括弧でございますが、「使用者に対する影響への配慮」ということでご

ざいまして、やはり使用者に対する影響を考慮すべきであると考えております。そういったものをクリアするためにどうすればいいかということなのですけれども、1つ目の「○」が最たるものなのですけれども、どういう検査をするかということで、なるべく技術的に負担の少ないような方法で検査を進めていきたいというようなことを記載しております。合理的な運用を整備したいということを書いております。

そのために、最後、4つ目の括弧ですが、「関係者が実施すべき体制の整備」ということで、国も含めた諸団体がどのような体制の整備をすればよいかということに記載しております。

次に、21ページの「水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）」でございますが、こちらにつきましても前回、特定計量器への追加ということで提示をいたしました。こちらは、事務局の中で再度検討いたしまして、少し方向性を異なるものにしております。水素燃料計量システムにつきましては、水素・燃料電池戦略ロードマップというものがございまして、こちらは水素・燃料電池戦略協議会が出しているものなのですけれども、こちらのロードマップで、水素ステーションの事業の自立化を2020年代後半までに目指す、「自立化を目指す」という記載がございます。こういった内容も踏まえまして、どの時期に特定計量器への追加をすべきであるかということ、いま一度検討をいたしました。

ここで、22ページ、②の「具体的な見直しの方向性」ということで記載をしております。「短期的取組み」といたしましては、OIMLへの新規提案を実施するということでございますが、「中長期的取組み」といたしましては、「ロードマップにおいて、水素ステーション事業の自立化目標時期としている2020年代後半には特定計量器に追加していることを目標とし、検定・型式承認の実施に向け、国、産総研、計量器メーカー、供給事業者等が連携し、検定・型式承認の技術基準、実施体制の検討を行う。なお、この特定計量器への追加の目標時期については、ロードマップの改訂状況を踏まえ検討を行う」という記載をしております。

加えて、③の「見直しにあたり整備する要件」の2つ目の「○」にも同じような趣旨の記載をしております。「ロードマップの達成状況等を踏まえ」という記載をしております。こちらにつきましては、やはりもともとの水素ステーションの普及状況等、ある種状況をみながら、どの時期に特定計量器への追加をするか、または検定を実施するかどうかということを検討しなければならないというところがございますが、今すぐというわけではなくて、もう少しロードマップの状況と、あと、もともとの普及状況をみながら検討をし

ていくという書きぶりにしております。ですので、この特定計量器への追加につきましては、この答申（案）の内容といたしましては、自動はかりについては短期的に特定計量器への追加を行うということで、「短期的取組み」に記載をしております。水素につきましては「中長期的取組み」というところで記載をしております。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございました。

では、第2章について議論をしたいと思います。

まず最初に、Iのほうの「IoT等の技術革新への対応」というところで、前回もいろいろ、スマートメーター、ICタグについてご意見が出ていましたけれども。

○木戸委員　電気事業連合会の木戸ですけれども、この大事な技術革新への対応ということで今回の答申をみせていただいています。

まず、質問といいますか、中身についてですけれども、16ページの、この「具体的な見直しの方向性」の「短期的取組み」の中の、ニーズはそれぞれ異なるのだが、計量器団体を中心に共通課題を抽出するとあるのですけれども、ここでいうところの「計量器団体」というのが、上のほうに出てきますユーティリティメーターごとの団体をイメージされているのか、それとも大きな意味での計量器として扱っている団体のほうから意見を聴取するのかということをお聞かせいただきたい。

その趣旨は、今このユーティリティメーターということで3つ挙がっているし、ほかにもあると思うのですが、なかなか、私も電力なものですから電力量計しか知らないのですけれども、多分それぞれのニーズと役割というのが違ってきていますし、それがこの一番最初に書いておられるところだと思うのですが、共通課題を洗い出す前に、もし別々に違うということであれば、逆にいうと、まずは各メーターといいますかメーター個々にもう少しニーズとか課題を何か抽出しないと、世間的にユーティリティメーターというくくりの中で、利用者側はそうだと思うのですけれども、もし可能であれば「短期的取組み」の「共通課題」の前に何か入れていただけないかなというところが、この答申をみたときの意見です。

それと、これは修正という感覚ではないのですが、IoT関係の技術革新という話になりますと、どうしても、後のほうでICタグのところに書いていただいているのですが、費用対効果が非常に大きくかかわってくると思います。先ほど時間軸で、短期が2～3年とか、中長期が10年と説明がありましたが、そういった観点だけではなくて、いわゆる費

用対効果といえますか、もっと大きな観点も、今回の答申の場の議論とは違うのかもしれませんが、必要ではないかなと思います。ICタグには出てきたのですが、この辺がスマートメーターには見られません。私がみたところの意見でございます。

ちなみに、この16ページに書いていますように、電力量計だけは既にスマートメーターという形で導入しておりまして、当然導入の前には国のほうの審議会等々で、ニーズとか課題とか、私どもがかかわりましていろいろな検討をさせていただいています。今後この技術革新への対応で、いわゆるスマートメーター化というところに関しましては私どもも経験をどんどんしゃべらせていただいて、貢献はさせていただきたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

私からは、最初いきました2点をよろしくお願ひしたいところでございます。

以上です。

○田中計量行政室室長補佐 ありがとうございます。

1点目につきましては、計量器団体ですが、16ページの一番下のところでございますが、これは各メーターのいわゆる製造しているメーカーの団体ですので、何か特定の計量器を指しているわけではなくて、それぞれ個々のいわゆる電力量計の計量器団体、ガスメーターの計量器団体もあります。また、それ以外の計量器団体もちろん含まれるということでございます。

ここで「共通的課題を抽出する」というふうに記載しているのですが、もちろん共通的課題ではなくて、それぞれの計量器に特化した課題ももちろんそれは出てくるとは思います。それはそれで、いわゆる抽出はするのだろうかというふうには考えているのですが、ここで記載した趣旨は、それぞれの計量器の団体も入っていただいて、その中で、それぞれ、まず個々の洗い出しもしながら、共通的になっているのはある種この部分ですねという、そういう洗い出しをするのであろうというふうに考えております。もし、もちろん、もう少し適切な記載ぶりをする必要があれば、ここはちょっと書きたいと思います。

2つ目につきましては、その費用対効果の、17ページのここに関係した大きな記載ぶりということなので、ここはむしろ事務局からというよりも、むしろもう少し皆様からご意見をいただきたいところではあるのですが、いかがでございますでしょうか。

○高増部会長 どうでしょう。1つは、スマートメーター全体という話になるともっと広い話になってしまって、一応この「見直しにあたり前提となる条件」の最初にも書かせていただいたように、一応計量器の精度とか計量結果の信頼性というところがここでのメ

ーンだということで、だから、スマートメーターの費用対効果という話になると、多分ちよつとここでの議論ではないような気もするのですけれども、どうでしょうか。

○木戸委員　私も、下の絵がどうしても頭に入ってしまったので、スマートメーターの範囲といいますか、大きな範囲は、また違う意味で、当然技術としてはどんどんやっていかなければいけないことというのは理解するので、今回の論点が、先ほどいいましたいわゆる計量器の部分のさらに精度とか信頼性という話に絞られたということであれば、今ほど事務局のほうも、会長さんのほうのご発言もすごく理解できるのですけれども、この絵をみたときに、この絵までをイメージして今回の答申という形になるのであれば、非常に費用対効果といいますか、それぞれの個々のメーターに対しても、仮に私ども電力量計メーターというのは当然もうある程度のスマート化を今どんどんやっていっているわけですが、ほかのやつも含めてもすごい費用になると思います。きょうほど聞かせていただいた先ほどの論点が、前回の意見も踏まえまして絞られているといいますか、計量部分だけをまずイメージしてということであれば、私も、大きな費用とかそういうのはここで議論する場ではないというのは理解するので、何となくこの言葉と下の絵のマッチングといいますか、それがちょっと、ぱっとみたときに非常に気になって、さらにICタグで一個一個タグをつけたら費用がかかるという程度でいうと、メーターだって一つかえるとそうなるのだろうなど。ICタグのところ、逆に費用というのは、今回費用があったのでということで将来の課題となったのであればという意味でして、両方とも当然費用はかかっているわけですし、その辺のマッチングといいますか、この答申書としてのことがあるので、ちょっとまた記載という意味では私も理解は当然しているつもりなので、またご相談させていただければという意味でして、非常にこだわりがあってここに書きたいとかいうつもりではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中計量行政室室長補佐　はい。

○葛西委員　ユーザーのほうでございますけれども、このスマートメーターというのは非常に魅力的な内容だと思います。ガスとか水道とか電気、これが全部一体的に管理されて料金化されていくというのは我々もすごく期待しているところでございますので、その計量がどうなるのだろうかというあたりのところは、何かちょっとわからないのですけれども、このスマートメーター化というのはやはり関係せざるを得ないのかなと思いつつ、お話を伺いさせていただきました。

○高増部会長　おっしゃるとおりだと思いますが、それは多分国としての今後の進め方

とか、そういうところで、もうちょっと多分、経産省の中でも大きな取り組みとしてやっていくということでしょうかね。ありがとうございます。

では、ほかにIoTの関係で。

では、ちょっと一旦次のほうをみていきまして、次の、2章のⅡの「特定計量器への追加」、ここは多分今回の答申のかなり大きなところの一つだと思います。

まず、自動はかりを特定計量器へ追加する。これは短期的に行うということで、前回もいろいろご意見をいただいたのですけれども、それを踏まえて、「見直しにあたり整備する要件」、20ページ目にはかなりいろいろなことを書かせていただいたのですけれども、この辺についてもご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田中（康）委員 19ページ、「具体的な見直しの方向性」の短期的取組の二つ目の白丸にある「事業者への届出の義務を課す」という点の確認ですが、これは特に検定を必要としない型式にするといった意味ではなく、あくまでも検定を必要とする型式にするものの、まず最初は製造事業者が誰なのかを特定したいということでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 そのとおりでございます。将来的には、これは検定及び検査を導入いたしますという中で、すぐにはもちろん検定・検査を導入というのは現実的には難しいのは承知しておりますので、まずは実態の把握も兼ねて届出をいただくということでございます。

○高増部会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

○田中（康）委員 水素メーターに関しては、今回は型式承認を見送るという事だと思っておりますが、検定を必要としない型式を導入することで、技術基準だけは当初からメーカーに課すことで、将来的に検定を必要とする型式が採用された場合、過去に納入された計測器でも技術基準への適合が確保できるという意味で、これから本格的に流通する今の段階から検定を必要としない型式を採用する意義があると考えます。出荷時の技術基準等であれば今でも可能である事と、将来的に技術基準を設けたときに、それ以前の、製品が技術基準から外れているということになると、考えました。

○田中計量行政室室長補佐 もちろんご指摘のとおりで、これは、世の中に普及が十分し切っている状態で検定を導入すると、合っていないものが多いですとか、もちろん導入そのものに何らかのコストなりがかかるというのはございますので、その追加する時期というのは、これからの動向も注視しながら計量行政審議会でも引き続きこれは検討していく議題だと考えております。

○高増部会長 私からも質問なのですけれども、J I Sをつくるというような話は、これは進めるということなのでしょう。

○田中計量行政室室長補佐 水素につきましては、本年の5月にJ I Sのほうを公示しております、これを、今度はO I M Lへの新規提案を目指すという段階に来ております。

○高増部会長 多分そういうことになると、J I Sは強制規格ではないですけれども、何らかの目安になるので、J I Sに準拠するという形が業界としてある程度行われるということが期待できるという。

○田中計量行政室室長補佐 そうですね。現時点でも業界としてJ I Sに準拠していただくというのは、もちろんJ I Sは任意のものでございますが、それもお願いするということではあるかと思えます。

○小林委員 20ページですけれども、③の「見直しにあたり整備する要件」の、2項目めの「検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備」の「○」の2なのですけれども、「検定・検査を行う実施主体は、自治体で実施しないことを原則とし」というふうに書かれているのですけれども、これは、法令の中で検定・検査の主体というのが今も定義づけているのですけれども、そこにもう書き込んでしまうということでしょうかね。それとも今から整備をするのか。

○田中計量行政室室長補佐 もちろん具体的にどういう、具体的な条文というよりこれは表になるのですけれども、どういう表にするかというところは、最終的にはこちらでしっかり検討して決めていくのですけれども、もちろん、そこに自治体は例えば入らないという選択肢ももちろんありますし、その上でどういったところに実施していただくことにするのかという、つまり具体的に、最終的にどういう表にするのかというところは、今後検討したいと考えています。

○小林委員 ありがとうございます。

もう一点、次の「使用者に対する影響への配慮」で、一番下の「○」の、ここに「産総研、計量関連企業、計量団体等は、検定・定期検査での使用者への新たな負担を可能な限り軽減するよう検討を行う」と。これは、国と産総研さんは行政機関、次は計量関係または計量団体。中身の話なのですけれども、検定・検査手数料みたいなもの歯どめみたいなとか、そういったことへの配慮ということで、計量団体と計量関係企業に対しては、今いかなる、自分の自助努力でやりなさい——今まで検定・検査手数料というのは、検定の手数料を横引きしながら検査の手数料をはじき出して、今は少し、若干コスト的には、

指定定期検査機関とか、あと代検査の手数料は民間でやるのですけれども、結構安めに設定されていますので、その辺の工夫というか、ご配慮をお願いしたいなと思っております。

○田中計量行政室室長補佐　具体的にどう配慮するかというところは結構いろいろな観点があるかと思しますので、一つ一つ、やはりこの答申（案）にはまだ書き込むと多くこともありますので、この書きぶりかなとは思うのですけれども、もちろん配慮はしていかないといけないと。

その中の一つは、先ほどの手数料、いわゆるコストの話もあるでしょうし、あと、一つは、例を挙げるのであれば、今もいわゆる工場なんかではメンテナンス会社が入ったりしていますから、そういったところと例えば実際に検定に入る人と同じタイミングで入りますとか、そういった運用面でのいわゆる配慮というのもあると思いますし、ここは結構さまざまな配慮が考えられると我々は思っていますので、そういったところを協力してやっていきたいと思いますというところだと考えております。

○高増部会長　多分ここは重要なところで、前回もご議論があったと思いますけれども、やはり自動はかりもちゃんと検定対象にしないといろいろな商売の公平性とか安全性とかが保てないというような状況が一方であるので、皆さん自動はかりを特定計量器にすることにご賛成いただいているわけですけれども、ただ、単にそれをしてしまうと規制が強化されてコストが上がるということになってしまうので、それをそうではなくする一つの方法が1章で議論したような、民間の力を導入するとか、効率化をするとか、そういうところに多分あるのだと思うので、だから、やはり1章で、例えば非自動はかりの新しい取り組みがうまくいかないと多分自動はかりもうまくいかないということになるのだというふうに思っていますので、ここはやはり関係方面が非常に協力して努力をしないと、黙っていると単に規制強化されてコストが上がりましたということになると思うので、それを考えて20ページはかなりいろいろなことを書かせていただいたということになっていたと思います。

というようなことなのですけれども、ほかに、この辺に関してご意見はございますでしょうか。

○一村委員　もう一つの水素計量システムのほうになるのですけれども、先ほどから時間スケールのことばかり気にして申しわけないのですが、具体的な見直しの方向性の「中長期的取組み」（2番目）、「水素・燃料電池ロードマップを参考にして2020年を検定実施開始の目標」とするとなると、やはりこれは時間的には短期的に取り組まないと間に合わ

ない時間スケールのようにみえるわけですね。それよりも2025年に320ヵ所というもう一つの目標値があるので、中長期的としてはその2025年を気にされるほうが整合性はあるのかなという気がします。

一方で、先ほど田中（康）委員おっしゃいましたように、いろいろな意味での導入が進んでいるときに、最終的にそういう基準がつくられたときの不整合が仮に起こったときの問題もありますので、どちらの目標設定のほうが社会的に合理性があるかということでの判断になるかと思えます。2020年ならどうしてもその準備は短期的になるのではないかとということで少しご指摘させていただきました。

○田中計量行政室室長補佐　　ここはご指摘のとおりだと思いますが、水素ステーションの事業の自立化ということで申し上げますと、「2020年代後半」というふうにロードマップには記載している状況でございます。一つとしては、この自立化に向けて特定計量器への追加ですとか検定を目指すという議論もございますが、状況によっては、例えばその普及状況によってもう少し早く検討すべきだということも当然情勢によっては出てまいるかと思えます。ですので、ここで「中長期的取組み」に今は置いてはいますが、ここで中長期的でいいんだということでもなくて、継続的にご議論をいただくということかと思えます。

○高増部会長　　では、2章全体について、ほかに何かご指摘とかご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、順調に進んでいると思いますので、今から10分間、3時5分まで休憩をさせていただきます。3時5分から引き続き残りの議論を進めたいと思います。よろしくお願いたします。

○高増部会長　　では、引き続き議論を進めたいと思います。

では、残りですけれども、第3章について議論に移りたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐　　では、事務局より答申（案）の説明をさせていただきます。

ページ数は23ページになります。

こちらが、第3章「規制範囲・規定事項等の再整理・明確化等」ということで項目をまとめております。

23ページから出てまいりますのは、主に環境計量の観点でございます。25ページまでが環境計量の論点でございます、計量証明事業に関する論点でございます。

こちらは、見直しの論点につきましては、例えば計量証明事業に登録の際に必要な機器、最低設備の見直しですとか、都道府県によって指導がより均一化されるべきではないかという論点がございましたが、ここの書きぶりでは、もう少し総論的なところから入っております、計量証明事業とは何か、あと、もう少しグローバルな視点のようなものも加えて記載をしております。

その中で、「具体的な見直しの方向性」というところも、24ページの枠組みになります記載をしております。方向性自体は前回の議論は変わるものではございません。

「短期的取組み」といたしましては、計量証明事業の登録に当たって必要な最低設備につきましては、関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分の見直しの是非も含めて設備の見直しを検討したいと考えております。こちらは、やはり技術的と申しますか、やはり細部にわたるところもございしますので、若干、短期といえども時間はかかるかもしれませんが、ぜひこれは着実に取り組んでいきたいということでございます。

「中長期的取組み」といたしましては、この見直し、最低設備の見直しは、やはり定期的実施するのが望ましいのではないかというご指摘もございましたので、定期的に見直す。また、加えて、やはり国内の状況だけに目を向けるのではなくて、国際的な状況、海外でそもそも環境計量がどうなされているか。もちろん日本の環境計量の仕組みと海外とは若干差異があるというようなこともございしますので、グローバル化を見据えた在り方の検討も行うということになります。また、加えまして、都道府県の指導のレベルの均一化、これはやはり詳細なガイドラインがないために都道府県の指導のレベルに差があるのではないかとございしますので、そういったものも設定するということがございします。

ここにちょっと別の論点を、前回出た論点を記載しておりますが、「中長期的取組み」の4つ目の「○」で、単位の話がございまして、質量分率と体積分率の明確化についてはここで記載をしておりますが、「計量証明団体で自主的な標準化を行うのが望ましい」と記載しております。

また、次の(ii)では計量証明検査についての記載でございしますが、こちらもいろいろな観点からのご指摘があったのですけれども、主としては在り方を見直しの検討であろうと。つまり、計量証明検査の実施方式ですとか検定との関係についての整理などを行いまして、特定計量器に対して最小の規制コストで最大の効果が得られるよう、在り方を検討することが望ましいと。その中で、どういったものがあるかということ、細部について

意見照会も行いながら進めていくべきではないかという話でございます。

「具体的な見直しの方向性」は25ページの枠囲みに記載をしております。

「短期的取組み」といたしましては、計量証明検査について、また、計量証明検査と検定について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、在り方を検討する。

「中長期的取組み」といたしましては、例えば立入検査についてガイドラインを設定する。これはやはり計量証明検査というのは特定計量器に課せられている検査ですから、計量証明事業者ですとか、その事業所、そういったものに、設備に課せられている計量証明検査ではありませんから、立入検査でこういったものをどうするかというものを確認するとともに、その都道府県の指導レベルの均一化にも努めましょうということでございます。

計量証明については以上でございます。

続きまして、26ページから「計量器による適正な計量の実施の確保」ということございまして、計量器に関するもろもろの論点につきましてはこちらで記載をしております。

それぞれ、詳細につきましてはこちらは説明を割愛させていただきますが、現状の制度を維持するものと、見直しを短期的に行うものと、両方ございます。現状の制度を維持するものの中でも、「中長期的取組み」としてどういうことができるかということになるべくこちらに記載をしております。こちらが26ページから28ページまでになっております。

「短期的取組み」として行いますものだけをちょっと取り上げますと、27ページにございます(3)の「非自動はかり等に対する初回定期検査免除の特例措置の廃止」というものがございまして、直近の大改正は平成5年に計量法の施行がございましたが、そのときに特定計量器に追加されたものの特例措置の話でございまして、これは「短期的取組み」として措置をしたいと。つまり、特例措置の意義は薄れたので、これを廃止すべく所要の見直しを行いたいと。ただし、20年余りの運用によって、その特例措置自体が定着していますので、事業者への周知やその対応のために猶予期間を設けることとしたいというふうにしております。

もう一つ、「短期的取組み」がございまして、27ページの下(5)です。「検定・定期検査証印等の年号表記及び表示方法の統一」ということで、いわゆる打刻による証印の話なのですが、これにつきましても適切なものとして、わかりやすいマークとしますということでございます。

ページをめくりまして、28ページになりますが、「短期的取組み」といたしましては、「他の証印と統一的に使用者及び消費者にとって分かりやすい表記方法、かつ、はり付け

印を原則とすべく、所要の見直しを速やかに実施する」。今までは打刻だったのですけれども、はり付け印というのはシールも含まれますので、こういったシールでもよいとすべく行くと。もう少し、「見直しにあたり整備する要件」として詳細に記載をしております。

次の論点でございますが、29ページになりますと、「商品量目制度」について記載をしております。

こちらにつきましては、食料品などを中心にして計量して販売される商品について決められている制度でございますが、こちらにつきましても論点としては触れております。前回と記載内容は大枠では同じものでございます。

30ページに「具体的な見直しの方向性」を記載しておりますが、「商品量目制度については、現状の制度を維持しつつ、運用面での改善を行う」としております。

「短期的取組み」といたしましては、やはり国が主導して自治体と特定商品の該非、この商品量目制度に該当する特定商品であるかどうかの解釈の統一化を図りまして、事業者にも情報共有等を行うなど、運用面での改善を行いたいというふうに考えております。

また、「中長期的取組み」でございますが、食品表示法等の他法令との関係性も指摘されているところでございますので、こういったものの検討を進めていくと。また、加えまして、5グラム未満の極少量商品に関する論点もございました。こちらにつきましてもここで記載をしておりますが、そういったものについてはガイドラインの必要性について今後中長期的に検討する事項であると考えております。

あと、次のページ、31ページでございますが、「特殊容器制度」ということで、こちらも論点がございました。

こちらにつきましても、前回の事務局案同様進めますと。要するに、今、発泡酒や第三のビールを瓶の特殊容器に使用できるように所要の見直しを速やかに実施いたしますということで、こちらは引き続き短期的に行ってまいりますということでございます。

あと、ページをめくりまして、本文といたしましては最後になりますが、32ページでございます。

こちらが「計量制度の運用」ということでございまして、こちらは2つありました論点を1つにまとめたものでございます。

1つ目は、計量制度の中の各種手続で、例えば電子申請など手続を効率化すべきではないかという話がございまして、その中で、NITEにおけるJCSS・MLAPの手続において、特に電子申請を認めるべく見直しを進めますというところを「短期的取組み」と

して挙げております。

もう一つ、別の論点ではございますが、地方自治体間の取り組みで、例えば広域連合のような取り組みが必要ではないかというようなところでございまして、こちらにつきましては「中長期的取組み」ということで、国が先進的事例を積極的に情報提供して、地方自治体が補完・協力する取り組みを検討することとしております。

こちらで、一応、答申（案）の本文としては以上になります。

33ページからでございますが、「計量制度見直しの21の論点—各論点の方向性（案）—」ということで、2ページにわたりまして表が記載しております。この論点の21というのは、前回の議論に出てまいりました21の論点でございます。この「短期的方向性」と「中長期的方向性」というのが今あるのですけれども、ここは、これまでに本文で出てきた「短期的取組み」と「中長期的取組み」と同じものが入っています。ですので、本文と同じ内容が入ってありまして、そこが21の論点ごとにまとめたものでございます。こちらで一覧を俯瞰することができるというものでございます。

次に、これは最後になりますが、35ページになります。

こちらに「おわりに」ということで、この答申（案）の締めくくりとして文章を載せております。

内容といたしましては、我が国の計量行政の沿革を記載しておりまして、官を中心に執行主体となっておりますが、段階的に規制緩和を実施してきましたということが1段落目に書いております。

ただ、やはり、日本自身が世界有数の経済成長と産業発展を遂げて、周辺環境も激変していく中で、従来のモデルから脱却し切れていないのではないかと記載しております。周辺環境も大きく変わっていくこともございますので、その中で変化や発展に適切に対応して、国際的に一歩先んじた計量制度の構築を目指すことが求められるのではないかと書いております。

その実現のために——「これまで」以降の段落ですが、官民一体となって、例えば技術基準の策定に取り組んだり、民間の参入を促進したり、そういったことが信頼性の確保の基盤強化につながることにほかならないのではないかと記載をしております。

そのために、国は、本答申の内容を十分に踏まえ、速やかな見直しを行うことを期待すると。また、中長期的に取り組むべきものについては、その進捗時期についてフォローアップを行い、その評価、適時の見直しを行うことを期待すると記載をしております。

最後の文章になりますが、「これらの見直しや取り組みを通じて、次なる10年を新たな計量制度の出発点とすべく踏み出していくこととしたい」と、ここで締めくくりとしておりまして、今後やはり中長期的ということで、冒頭に5年から10年という説明をいたしました。やはり今後の10年間で計量制度の一つの起点とすべく見直しを進めていくべきではないかということで、答申を作成しているということになってございます。

最後、36ページからは、計量行政審議会の開催実績と委員名簿等を記載しております。事務局からは以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございました。

では、今、3章と、その後のところの説明がありましたけれども、これらについてご意見を。

○田中（正）委員　日環協の田中でございます。

一番最初が計量証明事業ということなので、環境計量の立場から、2つほど発言させていただきます。1つはガイドラインについてと、それから計量証明検査ということでございます。

まず、24ページと25ページ、中長期の中にガイドライン云々と書かれている件で、前回のこの会議のときに、現状の立ち入りのガイドラインについて公開できるものは近いうちに公開しますというご回答はいただいた上での要望なのですが、技術要件の整理やガイドラインの策定を中長期というところに書かれてしまうと、5年から10年ということになってきますと、前々から発言させていただいているように、都道府県によって差異があれば、もし10年スパンと考えたら、さらに差が出る可能性があります。というのは、自治体によっては、これはいいだろうと思ってすぐさま取り組むところもありますので、なおさら差異が出る可能性があるということです。多分、勝手な解釈なのですが、「中長期的取組み」に入れたのは、都道府県の指導のレベルの均一化と、いわゆる組織的・人的・費用的なことも加味して中長期に入れているのかなと勝手に解釈していますので、24ページと25ページの括弧書きの「技術要件の整理やガイドライン等の策定」、ここについては短期の取り組みのほうに入れていただきたいと思います。均一的指導レベル云々については中長期でも構わないのですが、まず1点としては、ここを短期のほうに入れていただくということはいかがでしょうかというのがまず1点でございます。

○田中計量行政室室長補佐　この技術的要件の整理とガイドライン等の設定、もちろん着手すべき内容でありまして、もちろんそれはすぐ取り組まなければいけないということ

は認識はしつつも、どこまでのいわゆる難易度でここをされますかと、そういったところもありまして、割とそういった意味では控え目に中長期というふうには書いていたのですが、けれども。

○田中（正）委員　できましたら、といいますのは、例えば24ページの括弧書きの、「計量証明事業は、グローバル化を見据えた在り方の検討を行う」ということも中長期に書かれていまして、技術的要件を同じ期間に並行して議論しているというのはちょっと違うのではないかと。先に技術要件ができ上がっていてグローバル化の検討に入るのではないかと、時間的なスパンを考えたときは、やはり技術要件は短期のほうではないかなという気がするんです。それはまた議論していただければいいのですが、要望として、ぜひこちらへお願いしたいということでございます。

○田中計量行政室室長補佐　では、事務局で再度検討いたします。

○田中（正）委員　それから、前回もちょっと時間をいただきましたが、計量証明検査について。今回、関係者の意見を聴取することと実態の把握ということを書いていただいて、在り方を検討すると、非常にありがたいことなのですが、前にもお話しさせていただいたことをもう一度ここで繰り返させていただきますと、3年に1回の計量証明検査を確実に行われている自治体、それから、自治体が行わずにJQAの出向における検定を受けることをもって計量証明検査にかえられている自治体、それから全くやられていない自治体、にはこういう差が出ております。先ほどの田中補佐のお話のとおり、この計量証明検査は検定だけではないということを加味しても、やはり若干差があるということ、自治体によっては難しいということであれば、例えば5年、6年、8年の検定のスパンを短くすることでそれにかえられるとか、そうなるともう計量法の改正になりますからそれは無理だということであれば、何とかこれを3年で徹底するとかいったことの議論をぜひやっていただきたいと思います。これはあくまでも今後の検討の中の在り方という中で結構なのですが、私どもの要望ということで発言させていただきます。

以上です。

○高増部会長　最初のほうのガイドラインの話ですけれども、都道府県指導のレベルの均一化ということよりも先にガイドラインなんかの設定を。

○田中（正）委員　はい。といいますのは、5年でもちょっと長いかなと思っているのです。私の知っている限りでも、2～3年前に、自治体がこうあるべきだということを、非常に厳しい立入要件ですが、あるいは補完要件をプラスされてきている自治体もございま

す。そうすると、5年、10年たつ間にさらにそういったことが進んでいくとだんだん差異が出てくるということがありますので、統一したガイドラインをつくられるのであれば、できるだけ早いほうが良いと思っております。

○高増部会長　　ありがとうございました。

では、ほかにご指摘の点等ございますでしょうか。

○小林委員　　「計量器による適正な計量の実施の確保」の一番最後なのですが、28ページの一番最後の「○」で、「証印のデザインは国民にとってなじみのある表示とすべく、公募によって決定する」という書きぶりなのですが、これは確認なのですが、検定証印は変えられるのか。

それと、実は、一般的に、はかりについては定期検査の合格シールで一応明確にある程度は、次期の定期検査の年ぐらいは大きく表示できるようなシールを使っています、あと、検定対象品で有効期限のある燃料油メーターとか、タクシーは1年に1回装置検査なのですが、あと、電力量計とか水道メーター等にもシールで、その次期の更新年月というのはご案内は今現状でされていると思うのですが、こちらとの関係と、検定証印自体の掲示を見直すというのはどこまでおやりになるのかというご確認でございます。

○田中計量行政室室長補佐　　こちら、証印のデザインの変更、公募につきましては、今では、現段階では案の段階ですが、前向きに事務局では検討をしております。

一つ、今回の観点で申し上げますと、第1章にも出てまいりましたが、指定検定機関の見直しという話がありました。こちらで民間事業者の参入をいただくということになりますと、やはりこの証印に、どこの指定検定機関が検定を実施したか、そういったことも明記できる形のものとしたいというふうに考えております。そうなりますと、やはり一つ新しいものとしたいということがございます。

あと、もう一つとしては、やはり現在打刻であるということがございますので、そういったことから、今の時期が見直す時期には一ついい頃合いではないかと考えております。

○小林委員　　ありがとうございました。

○高増部会長　　ほかに何か。

○片桐委員　　今に関連して。その一つ上の「○」の「検定済証の発行を行うものとする」という記述があるのですが、これは、現在、特定計量器ごとに発行するものではないものがあると思うのですが、これは例えば、はかりについても検定

済証を発行して、都道府県さんでも発行する、そういう意味合いなのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　これは、検定済証の発行については、省令に決まっています、例えば濃度計やそういったものは発行されて、例えば非自動はかりは、今これは発行することになっていないというものでございます。こちらは、ここで「検定済証の発行を行うものとする」と記載をしておりますが、具体的にどこまでこれを実際発行することになるかというのは、もう少し事務局で精査をします。例えば、指定検定機関のものだけとするのか、従来の自治体のものをどうするのかという観点もございますので、そこは事務局で検討させていただきます。

○高増部会長　ほかに何かございますでしょうか。

○山崎委員　一番最後の32ページの「具体的な見直しの方向性」のところでございますけれども、「NITEは、JCSS・MLAPの手續において、より柔軟な手段での電子申請を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する」ということで、NITEとしましても、NITE内で決められる手續の見直しを進めるつもりでございますけれども、該当する省令改正が必要になりますので、その部分は国のほうで対応していただけるという認識でよろしいですか。

○田中計量行政室室長補佐　はい。それは国のほうでももちろん対応いたします。

○山崎委員　ありがとうございました。

○戸谷委員　32ページの、地方自治法及び広域連合というところなのですが、まず、本文の記述の表の上、「一部自治連合」とあるのですが、これは多分法律用語ではないので、「一部事務組合」のことではないかと思われま。

また、表5でありますけれども、事務の委託と広域連合、これはどちらも地方自治法に基づく事務の共同処理の方法でありまして、表のタイトルが適切でないこと。また、地方自治法に基づく事務の共同処理として現実に使われているのは、法人格を持つものとして一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、そして法人格をもたないものとして事務の委託、機関等の共同設置、協議会と、こういうものがありますので、地方自治法の分類に基づいてここは記述された方がよろしいのではないのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐　ご指摘ありがとうございます。修正させていただきます。

○高増部会長　ほかにお気づきの点とかはございますでしょうか。

「おわりに」というところもあるのですが、何か追記すべき内容とかがございましたら、ご指摘いただければ。

35ページの下から2段目のところには、これが重要なのだと思うのですが、「信頼性を確保し、安全・安心……計量人材を育成し」というようなことに、計量関係機関・業界団体等による……主体的な取組み」ということを書かせていただいているので、これは今後もぜひお願いしたいというような内容だと思います。

○戸谷委員　　済みません、ちょっと戻ってしまうのですが、検定済証印のことが、シールに、はり付け印にするという方向性が示されているのですが、現在、定期検査の定期検査済証印について、はり付け印が導入されております。これは、当該検査を実施した和暦による年号の下1桁を丸で囲って、その右側に実施月を書く。そして、その周囲に実施機関を書くということで、要は、毎月必要な数をあらかじめ予測して、印刷して用意しておかなければならないという余計なコストと手間がかかってくるということの一つご認識いただきたいということと、また、万一これが流出した場合、その影響を考えると、にわかに打刻からシールがふさわしいというのには疑問がございます。こういう点も踏まえていただければと思います。よろしく申し上げます。

○吉岡計量行政室長　　そのあたりは、現状を考えまして適切な書き方にしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○高増部会長　　一応一通り資料2の全体を議論いたしましたけれども、一応ちょっともとへ戻りまして、資料2全体で何か追加でご指摘いただけたところがあればお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○大谷委員　　一つ教えていただきたいのですが、17ページの、I o Tの関連です。③の「○」の2つ目で、「共通的課題、ニーズを抽出した上で競争領域・協調領域を明確化し、協調領域について技術基準を検討する必要がある」とありますが、何と何の間の競争なのかとか、どの部分の協調なのかはわからなかったのですが。例えば、通信ネットワークのプロトコルレイヤー的な話なのか、それとも、計量器の精度や計量表示部の取り扱いあるいは封印と書いてあるので、こここのところに関連するものなのか、その点について、意味がよくわからなかったもので、教えていただきたいと思えます。

○田中計量行政室室長補佐　　ありがとうございます。こちらは、協調領域ということになりますと、先ほどの議論にもある種似てくるのですが、例えば計量器ごとにある課題がある中で、先ほど共通的課題を抽出するという話もあったのですが、そういった中で、それぞれの計量器の中で共通部分があるかどうかというところを一つ明確化するということです。協調領域について技術基準を検討する必要があるということでは

うと、共通部分について検討する必要があるということです。

○大谷委員 わかりました。あと一つお願いしたいのですが、このIのところは、基本的に大きなタイトルが「I o T等の技術革新への対応」というふうになっていると思うのですが、これについているこの図が、やはりスマートメーターという絵が結構強くなっていて、I o Tはもっと広いものだなと思うんですね。ただ、余り広くすると、おっしゃるように話が発散するのでということで、この図を少し、やはり何か直したほうが良いと思います。この図ですと、どうしてもスマートメーターの議論となって誤解を生じやすくなるような感じがします。

○田中計量行政室室長補佐 この図は前回もご指摘をいただいたことを大変認識をしております、済みません、次回までには修正をいたします。

○吉岡計量行政室長 ここは、計量の検討領域がわかるように、全体図はこれとしましても、計量の部分はここまでというような形で、わかるようにいたします。

○高増部会長 ありがとうございます。

○黒田委員 済みません、関連でちょっと。関連で少し教えていただきたいのですけれども、無線のほうですけれども、Wi-SUNという規格が通りまして、国際標準化されているわけですね。次期スマートメーターの候補になっているわけですね。それとすべて、一緒になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 ちょっとまだ、それとすべて一緒になるというところまでは、この議論自体がまだ行き着いていないのかなというのが正直なところとしてございます。ただ、この計量制度だけの話でどこまでも独立して検討する話でもないとは一方だと思いますので、将来的にはどこかで何かの基準と、同じくするということは可能性としてあると思います。

○黒田委員 いろいろなところが関係していますので、大変だなというふうに思います。

○高増部会長 ありがとうございます。

○田中（康）委員 I o Tに関して、やはり経済産業省がやっているI o T推進ラボやI o Tコンソーシアムなど、先進的なロードマップであったり方向性があると思います。しかし計量・計測との関連では、我々計工連であったり、先進的な考えをおもちの企業様もある一方で、まだまだよく将来像がみえないという企業も多くあり、できればI o Tに関する勉強会等があると我々としても今後どうするべきか検討を進める上で大いに参考になると感じました。

○高増部会長 ありがとうございます。

ちょっと、先ほども「おわりに」のところでは指摘したように、ここの「具体的な見直しの方向性」とか取り組みは、いろいろ書かれているのは、実際やらないとしようがないので、それは国がやる部分もありますし、今おっしゃったように何か勉強会とかそういうところから始めることもあると思いますけれども、国も、地方自治体も、計量器関係の団体とかも、ぜひそこに協力していただかないと進まないということはご指摘のとおりだと思います。

ほかに何か、全体に対してお気づきの点等ございますでしょうか。

それでは、本日の議題2の議論としては一応ここまでといたしまして、本日の意見とか論とかご指摘の点を含めて、この答申（案）を修正するというにしたいと思います。

事務局として特に何か確認することは、よろしいでしょうか。

では、その他ですけれども、特に用意はこちらとしてはないのですけれども、何か、ご意見とかご指摘、今後の進め方等についてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から、今後の予定について、もう一回説明をお願いいたします。

○吉岡計量行政室長 本日は熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。

本日、皆様からご審議いただきました内容を踏まえまして、事務局にて追記した答申（案）を委員の皆様にもメールにて後日お送りさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お送りしました答申（案）についてご意見等をいただきたく存じます。大変お忙しいところ申しわけございませんが、メールの送信をいたしましてから1週間程度でご意見をいただければと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。詳細につきましては、後日事務局からご連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次回の第3回基本部会につきましては、7月29日金曜日、10時から12時まで、こちらの共用会議室にて開催いたしますので、よろしく申し上げます。

第3回につきましては、それまでの議論を踏まえまして、基本部会としての答申（案）の最終的な審議をいただく場となっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○高増部会長 どうもきょうはありがとうございます。非常にちゃんと皆さんにご意見をいただいたので、きちんとした答申（案）が修正できると思います。

今お話にもありましたように、次回は答申（案）という形をちゃんとまとめたいと思いますので、ぜひ細かい点も含めてメール等でご指摘をいただければ準備がしやすいと思います。よろしく申し上げます。

きょうはどうもありがとうございます。では、これできょうはおしまいにしたいと思います。

います。

—了—

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話:03-3501-1688

FAX : 03-3501-7851